証券コード　6099
2021年３月８日

株　主　各　位

長野県松本市出川町１５番１２号
株式会社　エ　ラ　ン
代表取締役社長　櫻　井　英　治

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年３月22日（月曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年３月22日（月曜日）午後５時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、５頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の健康を守るため、健康状態にかかわらず、極力、書面又はインターネットによる議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2021年３月23日（火曜日）　午前10時

2．場　　所　長野県松本市深志１－３－21
アルピコプラザホテル３階「ミヤビエ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第27期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第27期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
◎ インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
◎ 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
◎ 代理人が株主総会に出席される場合、定款第17条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様１名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
◎ 当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。
◎ カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
◎ 本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.kkelan.com）に掲載しております。
① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」
なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.kkelan.com）に掲載させていただきます。
◎ 新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご来場の株主様に受付前の検温を実施させていただき、37.5℃以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。また、正しくマスクを着用されていない方のご入場もご遠慮いただきますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。
◎ 本株主総会会場において、役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。
◎ 当社役員におきましても、新型コロナウイルス感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

事業説明会中止のお知らせ	定時株主総会の終了後、当社の事業内容についてのご理解を深めていただくことを目的とした「事業説明会」を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響など、諸般の事情に鑑み、昨年に引き続きまして、「事業説明会」を中止させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年3月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年3月22日（月曜日）
午後５時30分到着分まで



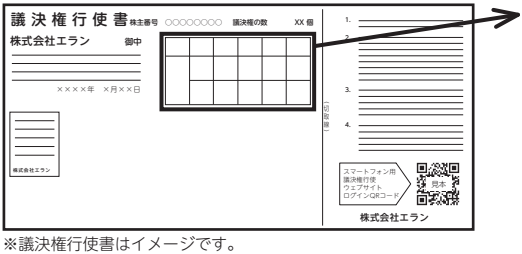
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月22日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２・４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日９：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大に伴い、経済活動が大きく制限され、企業収益は大幅な減少が継続するとともに、雇用情勢の弱含みや設備投資にも減少の動きがみられました。一方で、個人消費や生産に持ち直しの動きがみられるなど、一部に改善の兆しもありましたが、再び感染拡大傾向に転じ、総じて景気は厳しい状況で推移いたしました。

当社グループが属する医療・介護業界につきましては、2021年１月１日現在、65歳以上人口が3,622万人、総人口の28.8％（総務省統計局 人口推計－2021年１月報－）を占めるなど高齢化が確実に進行しており、当社グループに係るサービスの市場規模はますます拡大するものと思われます。

こうした環境の中、当社グループは、介護医療関連事業の主力サービスである「ＣＳ（ケア・サポート）セット」をより普及・拡大させるために、当連結会計年度に営業を開始した沖縄支店（沖縄県那覇市）を含めた全国21ヶ所の営業拠点において、施設（病院及び介護老人保健施設等）に対して営業活動を展開してまいりました。

これにより、当社グループにおける当連結会計年度の新規契約の施設数は282施設、契約終了施設数は30施設となり、当連結会計年度末のＣＳセット導入数は、前連結会計年度末より252施設増加し1,614施設となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,056,360千円（前期比21.1％増）、営業利益は2,068,230千円（同38.6％増）、経常利益は2,148,379千円（同43.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,446,372千円（同46.2％増）となりました。

なお、当社は、2020年１月１日付で当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社でありました株式会社エルタスクを吸収合併消滅会社とする吸

収合併を行いました。これにより、株式会社エルタスクが展開してきたＬＴセットをＣＳセットに統合いたしました。

また、当社は、2021年１月１日を効力発生日として、当社普通株式を１株につき２株の割合をもって分割いたしました。これは、投資単位当たりの金額を引き下げ、株式数の増加により株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的として実施したものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました当社グループの設備投資の総額は、85,201千円であります。

その主なものは、システム開発投資30,372千円、パーソナルコンピューター8,634千円、ＣＳセット導入時に必要となるタブレット6,809千円、沖縄支店開設に伴う内装工事費用等6,194千円、相模原支店増床に伴う内装工事費用等5,201千円、青森支店移転に伴う内装工事費用等3,605千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 24 期 (2017年12月期)	第 25 期 (2018年12月期)	第 26 期 (2019年12月期)	第 27 期 [当連結会計年度] (2020年12月期)
売　上　高(百万円)	15,466	18,585	21,518	26,056
経 常 利 益(百万円)	923	1,282	1,501	2,148
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	657	865	989	1,446
1株当たり当期純利益金額　(円)	11.06	14.39	16.33	23.87
総　資　産(百万円)	6,526	7,824	9,236	11,689
純　資　産(百万円)	3,497	4,262	5,021	6,184
1株当たり純資産額　(円)	58.48	70.04	82.86	102.05

(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。
2．1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
3．1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
4．2017年10月1日付で普通株式1株につき2株、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

② **当社の財産及び損益の状況**

区　　分	第 24 期 (2017年12月期)	第 25 期 (2018年12月期)	第 26 期 (2019年12月期)	第 27 期 [当事業年度] (2020年12月期)
売　上　高(百万円)	13,971	16,474	18,948	26,055
経 常 利 益(百万円)	798	1,134	1,264	1,987
当 期 純 利 益(百万円)	556	781	852	1,641
1 株 当 た り 当期純利益金額 (円)	9.36	13.00	14.06	27.09
総　資　産(百万円)	6,067	7,241	8,643	11,622
純　資　産(百万円)	3,395	4,078	4,699	6,057
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	56.79	67.00	77.54	99.96

(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。
2．1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。
3．1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
4．2020年1月1日付で当社を吸収合併存続会社、株式会社エルタスクを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。
5．2017年10月1日付で普通株式1株につき2株、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
株式会社エランサービス	10百万円	100.0%	個人向け請求代行業務、カスタマーサポート業務等

(注) 2020年1月1日付で当社を吸収合併存続会社、株式会社エルタスクを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、老齢人口の増大に伴い、医療・介護業界の市場規模全体の伸び率が継続的に拡大する方向で推移することが予想されるものの、決して楽観できる状況とは考えておりません。今後の行政施策の変更や法改正が当社事業に多大な影響を及ぼす可能性、また当社の業態に類似した新規参入業者の出現など外部環境の変化により、競争が激化することも考えられます。

当社グループといたしましては、そのような外部環境の変化の中にあってもさらなる事業規模の拡大を推進していくために、以下の点に注力していくこととしております。

① 全国への営業・サービス網の整備

2020年11月に沖縄県那覇市に沖縄支店を開設しました。沖縄支店は沖縄県全域を営業エリアとしております。従来、既存支店からの長距離移動により、当該エリアの新規開拓への対応を行っていました。沖縄支店の開設により、当該各エリアに密着したより細やかで迅速なサービスを提供することが可能となりました。当社グループは、現在、全国21ヶ所の営業拠点で営業活動を行っておりますが、今後も新たな支店又は営業所を開設し、営業拠点から施設までの距離を短縮し、迅速かつ細やかなサービスを提供するための体制を整備してまいります。

② 収益性の改善

ＣＳセットは、サービス提供を行う施設ごとに各種の仕様決定を行うオーダーメイドタイプのサービスです。利用者へ提供するプランの内容（日額単価、衣類・タオル類の品目・品質等、日常生活用品の品目等）や運営方法（注文受付方法、納品・在庫管理方法等）は、施設や取引業者等との協議の上で個別に決定しております。当社グループは、これまで蓄積してきたノウハウを人材教育で共有することにより収益性を確保しております。しかし、ＣＳセットのニーズの多様化等によって、施設に常駐の受付スタッフを配置することや、日常生活用品の納品業務を外部委託すること等によって、また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から一部の日常生活用品の品不足が発生したことで生じた仕入価格の高騰の影響もあり、売上原価率もしくは売上高販管費比率が押し上げられる傾向にあります。

生産性の高い組織へと変化させ、さらなる収益性の改善を図るため、主に以下に記載する「人材の育成」と「システム化の促進」を実行してまいります。

③　人材の育成

当社グループは、従業員の成長なくして企業の成長はなく、当社グループが永続的に成長するためには、従業員の教育、育成による従業員の成長が必要不可欠な重要な課題であると認識しております。先輩従業員から直接指導を受ける実践型の人材教育（ＯＪＴ）に加え、より短期間で優秀な人材を育成すべく、新卒採用者への教育プログラムとしてメンター制度の確立や中堅・幹部従業員向けの各種研修の拡充を図ります。また、将来的な海外展開を見据え、今後はグローバルな人材の採用、育成にも力を入れていきます。

④　システム化の促進

当社グループは、ＣＳセットの運営にあたり各種の情報システムを利用しております。特に請求管理業務や購買管理業務は労働集約的な業務であり、ＣＳセット契約施設数の増加に伴い、業務量及び当該業務に従事する従業員が増加しております。このため、今後さらにＣＳセット契約施設数が増加しても、これに対応する従業員の増加をできる限り抑えられるよう、各種業務のシステム化を積極的に推進することで生産性の向上を図り、利益率の改善に取り組んでまいります。

なお、システム化の推進によって、生産性の高い体制を整えるとともに、ＡＩやＩＴ技術を活用した新たなビジネス展開の可能性を探ってまいります。

⑤　知名度、ブランド力の向上

当社グループがＣＳセットとして行っている「衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス」は、当社の上場及び業容の拡大によって、全国的にある程度認知されるようになってきました。当社は、地域社会に対する協賛活動やメーカーとの契約により当社のオリジナル商品を開発し、ＣＳセット利用者に提供するなど、知名度やブランド力の向上に向けた取り組みを行っております。しかし、現状では、当社グループ及びＣＳセットサービスの認知度が十分な水準に達しているとはいえません。今後も、利用者、施設、

提携業者の満足度を向上させる活動を継続的に行うことによって、当該サービスのトップランナーとしてのブランド力を高めてまいります。

⑥　顧客満足度の向上と利用料金の回収能力の向上

当社グループのお客様は、病院の入院患者や介護老人保健施設等の入所者である個人です。当社は当該個人のお客様に対し、申込時に信用調査を行うことや経済力が乏しい個人からの利用申込みをお断りすることは現実的ではなく実施しておりません。このため、当社グループとしては、当該個人の顧客満足度を高めること及び利用料金の回収能力を高めることが重要な課題であると認識しております。

例えば、当社グループでは、顧客満足度を高めるために、顧客対応業務を行っている株式会社エランサービスにおいて、外国人からの問い合わせに対応した電話対応の多言語化、クレジットカード決済等の支払方法の多様化等を実施しております。また、当社グループは、カスタマーサポートセンターの営業時間のさらなる延長の検討や、入院時の連帯保証、損害賠償責任の問題等のお客様のさまざまな困りごとを解決し、新たな付加価値を生み出す新サービスの開発を行うなど、顧客満足度の向上に積極的に取り組んでおります。

他方で、利用料金の回収業務については、債権管理部門において書面や電話による細やかな回収活動を実施しております。

当社グループは、引き続き、お客様であるＣＳセット利用者の顧客満足度の向上と利用料金の回収能力の向上に向けた取り組みを推進してまいります。

⑦　感染症等の流行による当社事業の運営リスクへの対応

当社グループがＣＳセットとして行っている「衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス」は、病院や介護老人保健施設等の施設で提供されています。

今般の新型コロナウイルス感染症のような治療法が確立されていない感染症やその他の感染力の強い病気が社会的に流行した場合、当社がＣＳセットの運営を委託している委託先が当該感染症等の緊急対応により当社からの受託業務を履行できない事態が想定されます。これにより、施設内におけるＣＳセットの運営が円滑に進まず、結果として、当社の売上高の減少につながる可能性があります。

当社としては、ＣＳセットの運営業務のデジタル化を図るなど、施設内におけるＣＳセット運営業務の効率化を推進するとともに、感染症等が流行する緊急時においても、現場の運営が円滑に進む対応策を検討してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業区分	事業内容
介護医療関連事業	病院に入院される方や、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類・タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「ＣＳ（ケア・サポート）セット」を展開しております。

⑹ **主要な事業所**（2020年12月31日現在）

① 当社

名　　称	所　　在　　地
本　　社	長野県松本市
松本村井事業所	長野県松本市
東京支店 東京オフィス	東京都港区
札幌支店	北海道札幌市白石区
青森支店 （旧弘前支店）	青森県青森市
秋田支店	秋田県秋田市
盛岡支店	岩手県盛岡市
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区
静岡支店	静岡県静岡市葵区
相模原支店	神奈川県相模原市中央区
新潟支店	新潟県新潟市中央区
金沢支店	石川県金沢市
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府吹田市
岡山支店	岡山県岡山市北区
広島支店	広島県広島市中区
四国支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市博多区
南九州支店	熊本県熊本市中央区
沖縄支店	沖縄県那覇市
函館営業所	北海道函館市

（注）１．青森支店（旧弘前支店）、秋田支店、盛岡支店、仙台支店、函館営業所は、当社の完全子会社であった株式会社エルタスクを2020年１月１日を効力発生日として吸収合併したことにより、当社の事業所といたしました。

（注）２．沖縄支店は、2020年11月２日に開設いたしました。

（注）３．青森支店は、2020年12月１日に開設いたしました（青森県弘前市より移転し、弘前支店から青森支店へと改称しました）。

② 子会社

株式会社エランサービス	本社（長野県松本市） 松本村井事業所（長野県松本市） 盛岡支店（岩手県盛岡市） 相模原支店（神奈川県相模原市中央区） 広島支店（広島県広島市中区）

⑺ **従業員の状況**（2020年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

290名（168名）（前期末比14名増（13名増））

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
２．当社グループは介護医療関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
235名（55名）	39名増（13名増）	34.0歳	4.7年

（注）１．従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（ ）内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
２．前事業年度に比べて従業員数及び臨時雇用者数が増加した主な理由は、連結子会社である株式会社エルタスクを吸収合併したことによるものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　96,000,000株

（注）2021年１月１日付で実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は96,000,000株増加し、事業報告作成時点において、発行可能株式総数は192,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数　30,300,000株

（注）2021年１月１日付で実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行済株式の総数は30,300,000株増加し、事業報告作成時点において、発行済株式の総数は60,600,000株となっております。

③ 株主数　5,754名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
櫻井英治	6,000,000株	19.80%
中島信弘	4,620,000株	15.25%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,040,900株	6.74%
株式会社ＳＡＫＵＲＡコーポレーション	1,880,000株	6.20%
株式会社Ｎ－Ｓｔｙｌｅ	1,580,000株	5.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,088,600株	3.59%
株式会社ＥＳ	980,000株	3.23%
株式会社カストディ銀行（証券投資信託口）	856,900株	2.83%
株式会社カストディ銀行（信託口９）	800,600株	2.64%
ＧＯＬＤＭＡＮ　ＳＡＣＨＳ　＆ＣＯ．ＲＥＧ（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	724,217株	2.39%

（注）持株比率は自己株式（469株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻井英治	代表執行役員
取締役副社長	安藤剛照	副社長執行役員 運営管理本部長
取締役	峯崎友宏	執行役員 営業本部長
取締役	秋山大樹	執行役員 管理本部長 株式会社エランサービス取締役
取締役	江守直美	公益社団法人日本看護協会地区理事 公益社団法人福井県看護協会会長
取締役 （常勤監査等委員）	江山弘	株式会社エランサービス監査役
取締役 （監査等委員）	藤田幸司	
取締役 （監査等委員）	髙木伸行	株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外取締役（監査等委員） 株式会社ロッテ非常勤顧問 中野冷機株式会社社外取締役
取締役 （監査等委員）	愛川直秀	愛川法律事務所所長

（注）1．当社は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2．取締役　江守直美氏、取締役（監査等委員）藤田幸司氏、取締役（監査等委員）髙木伸行氏及び取締役（監査等委員）愛川直秀氏は社外取締役であります。
3．監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、江山弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4．取締役（常勤監査等委員）江山弘氏は、当社の上場以前から経理部門の基盤構築に尽力した経験や税理士法人において税務・会計関連の専門的な業務に従事した経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5．当社は、取締役　江守直美氏、取締役（監査等委員）藤田幸司氏、取締役（監査等委員）髙木伸行氏及び取締役（監査等委員）愛川直秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 執行役員（取締役兼務者を除く）の状況（2020年12月31日現在）

氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
中島　信弘	専務執行役員　株式会社エランサービス取締役
原　秀雄	執行役員　ＩＲ室長
鈴木　隆二	執行役員　株式会社エランサービス代表取締役社長
石塚　明	執行役員　経営戦略本部長
櫻井　貴夫	執行役員　営業本部副本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (2名)	190,700千円 (6,000千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	22,500千円 (13,500千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	6,000千円 (3,000千円)
合計 （うち社外役員）	16名 (7名)	219,200千円 (22,500千円)

（注）1．当社は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2．上記には、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名（うち社外取締役１名）、監査役３名（うち社外監査役２名）を含んでおります。
このうち、退任取締役１名（うち社外取締役１名）及び退任監査役３名（うち社外監査役２名）につきましては、同株主総会の終結の時をもってそれぞれ取締役及び監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と支給人員については、取締役及び監査役在任期間分はそれぞれ取締役（監査等委員を除く）及び監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
3．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2019年３月22日開催の第25回定時株主総会において年額460百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬限度額は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会において、年額460百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
5．監査役の報酬限度額は、2019年３月22日開催の第25回定時株主総会において年額28百万円以内と決議いただいております。
6．当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は５名（うち社外取締役１名）、監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役３名）であります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　江守直美氏は、公益社団法人日本看護協会地区理事及び公益社団法人福井県看護協会会長であります。当社と各兼職先の間には特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）髙木伸行氏は、株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングスの社外取締役（監査等委員）、株式会社ロッテ非常勤顧問及び中野冷機株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
・取締役（監査等委員）愛川直秀氏は、愛川法律事務所所長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主　な　活　動　状　況
取締役 江　守　直　美	当事業年度に開催された取締役会19回のうち江守氏の取締役就任後に開催された15回のすべてに出席いたしました。 長年にわたる医療現場での経験を基に、看護や医療の観点から当社事業に寄与する助言指導を行っております。
取締役（監査等委員） 藤　田　幸　司	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに、また監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 長年にわたる上場会社での経営経験等に基づき、取締役会及び監査等委員会において、審議に必要な助言、提言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 髙　木　伸　行	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに、監査役会２回のすべてに、また監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において、監査の方法その他監査役及び監査等委員である取締役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 愛　川　直　秀	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに、監査役会２回のすべてに、また監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において、監査の方法その他監査役及び監査等委員である取締役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

（注）１．取締役　江守直美氏は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会において新たに選出され就任しており、当該総会後に取締役会は15回開催されております。

（注）２．取締役（監査等委員）髙木伸行氏及び取締役（監査等委員）愛川直秀氏は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会において監査役を退任し、新たに取締役（監査等委員）に選出され就任しております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2020年３月25日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2020年４月23日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

ロ．公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。

ハ．代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

ニ．反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。

ロ．リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ロ．代表取締役社長は、取締役会の決議により委任を受けた重要な業務執行の決定事項について、代表取締役社長の諮問機関である経営会議による審議を経たうえで意思決定する。

ハ．経営会議は、「経営会議規程」に基づき、業務執行取締役を含む執行役員、常勤監査等委員及び代表取締役社長が指名する者で構成され、毎月２回、経営に関する重要事項等を審議する。

ニ．取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査等委員会に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。

ホ．各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当

社の取締役会に報告し、同時に当社の監査等委員会へ報告する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は「関係会社管理規程」に基づき事前に当社の承認を必要とすることなどにより子会社経営の適正性を担保しながら、子会社の経営の自主性及び独立性を促進するため、子会社の取締役会付議事項の見直し等による権限移譲を進め、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任し、経営のモニタリングを行うことで、当社グループのコンプライアンスの強化を図る体制を整備するほか、当社の監査等委員会及び内部監査室による監査により、当社グループの業務執行の適正性を検証する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人を配置する。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人の選任、人事考課に関して意見を述べることができるものとする。また、配置された監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

⑦ 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人の出席を通じて監査等委員会に職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査等委員会の構成員である常勤監査等委員も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて

監査等委員会に直接報告することもできる。

ロ. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。

ハ. その他の事項に関しても、監査等委員会から報告を求められた場合には、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告する。

ニ. 監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。

⑧ 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制

イ. 当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社子会社の監査役に報告するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。

ロ. 当社の管理担当部門は、当社子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、当社子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査等委員会にその内容を報告する。

ハ. 当社子会社の取締役及び使用人は、「グループ内部通報規程」に基づき、内部通報制度の通報窓口である当社の常勤監査等委員を通じて、監査等委員会へ直接報告することもできる。

ニ. 子会社の監査役、当社の管理担当部門及び監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を

課すことができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人に説明を求めることができる。

ロ．監査等委員会は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人による内部監査への立会を行う。

ハ．監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。

ニ．監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

⑵ **内部統制システムの運用状況の概要について**

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンスマニュアル」を用いたコンプライアンス教育を実施するほか、公益通報者保護法に対応した内部通報制度を運用しております。また、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その結果について、代表取締役社長及び監査等委員会への報告を行うほか、内部監査室室長が定期的に取締役会に出席し、社外も含めた全ての役員に対する活動状況報告を実施しております。

反社会的勢力対応については、総務部を主管部署とし、コンプライアンスマニュアルを用いて、いかなる場合においても反社会的勢力には金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。また、契約書等の締結にあたっては反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、必要な文書等を保存・管理し、取締役は必要に応じてこれらの文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ＣＳセット利用者の個人情報に関わるリスクや貸倒リスク等、会社運営全般に関わるトラブル・リスクについては、適宜、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に報告が行われております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月１回の定時取締役会において、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行うとともに、毎月２回の経営会議において、経営に関する重要事項等を審議するほか、「業務

分掌規程」、「職務権限規程」、「組織規程」及び「稟議規程」等によって意思決定手順を明確に定め、これに従った運用を行うことにより、職務執行の効率化を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役又は執行役員が子会社の取締役又は監査役に就任し、子会社において毎月１回の定時取締役会を開催し、子会社の情報共有、経営課題の審議を実施しております。

さらに、子会社の代表取締役社長に就任している当社の執行役員が、当社における毎月２回の経営会議で、子会社の状況報告を実施しております。

また、当社の内部監査室が子会社の取締役及び使用人の職務の適正性を確認するため、定期的に内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長へ報告しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の補助スタッフは配置しておりませんが、経営管理部の担当者が取締役会開催時等において監査等委員会の補助を実施しております。

⑦ 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

使用人から監査等委員会への報告については、内部通報制度によることができるほか、監査等委員会から報告要請があった場合には取締役及び使用人は、遅滞なく監査等委員会への報告を行っております。

⑧ 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制

毎月２回開催される当社の経営会議において、子会社の代表取締役社長に就任している当社の執行役員が子会社の状況報告を実施しております。また、子会社に係る法令及び規程に定められた事項並びに子会社の監査役から報告を求められた事項について、当社の経営管理部

が子会社の取締役及び使用人から報告を受けた場合には、速やかに当該事項を当社の監査等委員会に報告することとしております。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は内部監査室及び監査法人とも連携し、必要な情報収集及び意見交換を実施しております。また、監査等委員の職務執行に必要な費用の精算は適切に行っております。

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、内部留保の状況、各事業年度における利益水準、次期以降の業績及び資金需要に関する見通し等を総合的に勘案した上で、株主への利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金の使途につきましては、営業拠点網の拡充のための設備投資資金、請求関連業務や購買関連業務等に関する情報システムへの投資資金、新規事業開発資金等に充当し、事業基盤の安定と企業価値の向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,180,124**	**流動負債**	**5,501,831**
現金及び預金	4,497,677	買掛金	4,157,946
売掛金	3,279,413	未払金	504,063
商品	982,361	未払費用	59,585
貯蔵品	12,992	未払法人税等	557,417
未収入金	1,765,497	未払消費税等	154,932
その他	83,241	その他	67,887
貸倒引当金	△441,059	**固定負債**	**3,039**
固定資産	**1,508,950**	その他	3,039
有形固定資産	**316,775**	**負債合計**	**5,504,871**
建物及び構築物	147,283	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	16,112	**株主資本**	**6,209,500**
土地	114,018	**資本金**	**573,496**
その他	39,361	**資本剰余金**	**543,496**
無形固定資産	**162,291**	**利益剰余金**	**5,092,828**
ソフトウエア	109,363	**自己株式**	**△320**
のれん	48,856	**その他の包括利益累計額**	**△25,297**
その他	4,072	**その他有価証券評価差額金**	**△25,297**
投資その他の資産	**1,029,882**		
投資有価証券	662,964		
繰延税金資産	290,221		
その他	136,952		
貸倒引当金	△60,255	**純資産合計**	**6,184,203**
資産合計	**11,689,074**	**負債純資産合計**	**11,689,074**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**26,056,360**
売上原価		**19,492,746**
売上総利益		**6,563,613**
販売費及び一般管理費		**4,495,382**
営業利益		**2,068,230**
営業外収益		
固定資産売却益	467	
助成金収入	291	
受取遅延損害金	16,980	
消費税等免除益	59,814	
その他	4,737	82,292
営業外費用		
固定資産売却損	124	
コメットメントフィー	2,000	
その他	19	2,143
経常利益		**2,148,379**
税金等調整前当期純利益		**2,148,379**
法人税、住民税及び事業税	778,195	
法人税等調整額	△76,188	702,007
当期純利益		**1,446,372**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,446,372**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	573,496	543,496	3,919,152	△238	5,035,906
当期変動額					
剰余金の配当			△272,696		△272,696
親会社株主に帰属する当期純利益			1,446,372		1,446,372
自己株式の取得				△81	△81
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,173,675	△81	1,173,594
当期末残高	573,496	543,496	5,092,828	△320	6,209,500

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△14,882	△14,882	5,021,024
当期変動額			
剰余金の配当			△272,696
親会社株主に帰属する当期純利益			1,446,372
自己株式の取得			△81
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,415	△10,415	△10,415
当期変動額合計	△10,415	△10,415	1,163,178
当期末残高	△25,297	△25,297	6,184,203

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,113,916**	**流動負債**	**5,562,334**
現金及び預金	4,317,177	買掛金	4,117,056
売掛金	3,279,413	リース債務	1,302
商品	982,361	未払金	664,047
前払費用	38,013	未払費用	59,267
未収入金	1,879,786	未払法人税等	499,143
その他	58,220	未払消費税等	154,932
貸倒引当金	△441,055	従業員預り金	31,202
固定資産	**1,509,081**	その他	35,381
有形固定資産	**316,775**	**固定負債**	**3,039**
建物	146,245	リース債務	3,039
構築物	1,037	**負債合計**	**5,565,374**
車両運搬具	16,112	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	35,413	**株主資本**	**6,082,921**
土地	114,018	**資本金**	**573,496**
リース資産	3,948	**資本剰余金**	**543,496**
無形固定資産	**162,291**	資本準備金	543,496
ソフトウエア	109,363	**利益剰余金**	**4,966,249**
のれん	48,856	利益準備金	7,500
その他	4,072	その他利益剰余金	4,958,749
投資その他の資産	**1,030,014**	別途積立金	12,500
投資有価証券	662,964	繰越利益剰余金	4,946,249
関係会社株式	10,000	**自己株式**	**△320**
敷金	63,077	**評価・換算差額等**	**△25,297**
繰延税金資産	280,352	その他有価証券評価差額金	△25,297
その他	73,875		
貸倒引当金	△60,255	**純資産合計**	**6,057,624**
資産合計	**11,622,998**	**負債純資産合計**	**11,622,998**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**26,055,807**
売上原価		**19,492,664**
売上総利益		**6,563,142**
販売費及び一般管理費		**5,218,585**
営業利益		**1,344,557**
営業外収益		
受取利息	44	
受取家賃	545	
固定資産売却益	467	
助成金収入	291	
業務受託収入	78,000	
経営指導料	24,000	
受取出向料	470,883	
その他	70,435	644,668
営業外費用		
固定資産売却損	124	
コミットメントフィー	2,000	
その他	19	2,143
経常利益		**1,987,081**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	301,444	301,444
税引前当期純利益		**2,288,525**
法人税、住民税及び事業税	714,140	
法人税等調整額	△67,351	646,788
当期純利益		**1,641,736**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	3,577,209
当期変動額						
剰余金の配当						△272,696
当期純利益						1,641,736
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,369,040
当期末残高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	4,946,249

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	3,597,209	△238	4,713,963	△14,882	△14,882	4,699,080
当期変動額						
剰余金の配当	△272,696		△272,696			△272,696
当期純利益	1,641,736		1,641,736			1,641,736
自己株式の取得		△81	△81			△81
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△10,415	△10,415	△10,415
当期変動額合計	1,369,040	△81	1,368,958	△10,415	△10,415	1,358,543
当期末残高	4,966,249	△320	6,082,921	△25,297	△25,297	6,057,624

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月15日

株式会社エラン

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　陸田雅彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下条修司　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エランの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エラン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月15日

株式会社エラン

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　陸田雅彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下条修司　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エランの2020年１月１日から2020年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月19日

株式会社　エラン　監査等委員会

常勤監査等委員　江　山　　弘　㊞

監　査　等　委　員　藤　田　幸　司　㊞

監　査　等　委　員　髙　木　伸　行　㊞

監　査　等　委　員　愛　川　直　秀　㊞

（注）監査等委員 藤田幸司、髙木伸行及び愛川直秀は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。また、当社は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2020年１月１日から2020年３月24日までの状況については、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら今後の事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金14円
総額424,193,434円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年３月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業範囲の拡大、多様化及び新事業への展開等に備えるため、事業目的を追加及び変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条　（略）	第1条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)日用雑貨品、寝具・寝巻き類、タオル類、介護用品等の企画、販売、レンタル・リース	(1)日常生活用品、医療用品、衛生用品、紙おむつ、寝具・寝巻き類、タオル類、健康器具・医療機器・福祉機器・福祉用品・介護用品等の企画、販売、レンタル・リース及び輸出入
(2)教養・娯楽その他に関するサービス提供	(2)医療・介護・福祉・健康・教養・娯楽その他に関するサービス提供
(3)医療施設・看護施設・有料老人ホーム・ケアハウス・高齢者用住宅の運営・管理・経営	(3)医療機関・高齢者福祉施設・有料老人ホーム・ケアハウス・高齢者用住宅等の介護医療関連施設の運営・管理・経営
(4) ～(8)(省略)	(4)～(8)　（現行どおり）
（新設）	(9)保証業及びそれに関する受託業務
（新設）	(10)貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業及び倉庫業

現行定款	変更案
（新設）	(11)医療・介護及びその周辺分野に関する相談、助言並びに情報提供業務
（新設）	(12)ITを活用したソフトウェア・ハードウェア等の企画、開発、設計、製造、運営、販売、賃貸、保守、管理及び輸出入
（新設）	(13)コンタクトセンター及びコンタクトセンターシステムに関する業務
（新設）	(14)卸売業、小売業及び通信販売業
（新設）	(15)広告代理業
（新設）	(16)電気通信事業
（新設）	(17)飲食店の経営
（新設）	(18)古物の売買
（新設）	(19)貿易業
（新設）	(20)コーポレート・ベンチャー・キャピタル事業
(9)前各号に関連または附帯する一切の事業	(21)前各号に関連または附帯する一切の事業
第3条～第43条　（省略）	第3条～第43条　（現行どおり）
附則 （省略）	附則 （現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	櫻井英治（さくらいひではる） （1970年3月28日）	1988年４月　株式会社ホンダクリオ相模原（現株式会社ホンダカーズ神奈川西）入社 1990年１月　日本コロンビアDCS販売株式会社入社 1991年２月　有限会社嘉豊（現 株式会社ぴーぷる）入社 1995年２月　当社設立 代表取締役就任 2008年11月　株式会社エルタスク代表取締役就任 2016年10月　当社代表取締役社長営業本部長 2017年２月　株式会社エルタスク代表取締役会長就任 2018年１月　当社代表取締役社長（現任） 2020年３月　当社代表執行役員（現任）	6,000,000株
（取締役候補者とした理由） 櫻井英治氏は、当社創業以来、創業者として、強力なリーダーシップと実行力により、入院セットを組織的にビジネス展開し、当社を同ビジネスのパイオニアたる地位にまでけん引してまいりました。引き続き事業推進の要として当社経営を担うことが当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	峯崎友宏（みねざきともひろ） （1972年9月7日）	1997年４月　中島雄三税理士事務所入所 1999年12月　有限会社アイ・エス・オー入社 2003年８月　当社入社 2009年１月　当社営業部長 2011年７月　当社取締役就任 営業部長 2012年10月　当社取締役東日本エリア営業部長 2014年３月　当社取締役（営業管掌） 2016年２月　当社取締役営業部長 2016年10月　当社取締役営業副本部長 2017年２月　株式会社エルタスク取締役就任 2018年１月　当社取締役業務本部長 2018年９月　株式会社エランサービス取締役就任 2019年１月　当社取締役営業副本部長 2020年１月　当社取締役営業本部長 2020年３月　当社執行役員（現任） 2021年１月　当社取締役 営業管掌（現任）	240,000株

（取締役候補者とした理由）

峯崎友宏氏は、入社以来、介護医療関連事業の立ち上げ期からのメンバーとして、一貫して営業活動により当社事業の発展に貢献してまいりました。2018年には業務本部を管掌し、個人請求業務を行う組織のマネジメントを経験したうえで、2019年に営業本部に戻り、2020年からは営業本部長として当社の業績向上に多大な貢献をし、2021年1月からは、取締役執行役員として、より大所高所から経営的な判断を担うべく営業全般を管掌しております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	秋山大樹（あきやまだいき） （1978年9月17日）	2003年11月　税理士法人山田＆パートナーズ入所 2012年３月　当社入社 2017年２月　株式会社エルタスク取締役就任 2017年４月　当社管理本部経営管理部長 2019年１月　当社管理本部長兼経営管理部長 株式会社エルタスク監査役就任 2019年３月　当社取締役就任 管理本部長兼経営管理部長 2020年１月　当社取締役管理本部長（現任） 2020年３月　当社執行役員（現任） 2020年３月　株式会社エランサービス取締役就任（現任）	20,000株
（取締役候補者とした理由） 秋山大樹氏は、公認会計士としての経理財務分野に関する高い識見に加えて、当社管理本部長として、事業規模拡大を続ける当社の経営管理業務に多大な貢献をしてまいりました。2017年２月に株式会社エルタスクの取締役に就任し、2019年３月には当社取締役に就任し、経営に関する経験値を積み重ねております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。			
4	※ 櫻井貴夫（さくらいたかお） （1973年６月９日）	2000年11月　当社入社 2014年４月　当社東日本エリア営業部 部長 2019年１月　当社営業本部 部長 2020年１月　当社営業本部 副本部長 2020年３月　当社執行役員（現任） 2021年１月　当社営業本部長（現任）	80,000株
（取締役候補者とした理由） 櫻井貴夫氏は、入社以来、介護医療関連事業の立ち上げ期からのメンバーとして、一貫して営業活動により当社事業の発展に貢献してまいりました。当社営業部門の要職を歴任することで、当社の営業活動に精通しており、2020年に執行役員、2021年1月からは営業本部長に就任しております。これらの経験、実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	江守直美（えもりなおみ） (1959年2月21日)	1980年４月　京都第一赤十字病院 入職 1983年４月　福井医科大学医学部附属病院 入職 富山医科薬科大学医学部附属病院 出向 1989年４月　福井医科大学医学部附属病院 副看護婦長 1991年４月　同院 看護婦長 2013年４月　福井大学医学部附属病院 副看護部長 2015年４月　同院 看護部長・副病院長 2019年６月　公益社団法人日本看護協会 地区理事（現任） 公益社団法人福井県看護協会 会長（現任） 2020年３月　当社取締役(現任)	－株
（社外取締役候補者とした理由） 江守直美氏は、長年にわたり大型急性期病院の看護業務に従事され、看護実践、看護管理、看護教育、研究活動、学会・社会活動に幅広く活躍されております。同氏は、昨年に就任した当社社外取締役となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、看護や医療に関する幅広い見識と経験を有しており、その経歴と経験を活かし、看護や医療の観点からの助言指導等により、引き続き、当社の事業拡大に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。			

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．江守直美氏は、社外取締役候補者であります。
４．江守直美氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
５．当社は、江守直美氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額とする予定であります。
６．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約をあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して、当該保険期間中に株主や投資家、従業員またはその他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害

賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により塡補することとしております。当該保険契約の被保険者は全ての取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、その保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定です。

7．当社は、江守直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

8．各候補者の所有する当社株式の数は、第27期末（2020年12月31日）現在の株式数であり、2021年１月１日付の株式分割前の株式数であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2020年３月25日開催の第26回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額460百万円以内（うち社外取締役分として年額20百万円以内）。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は４名ですが、第３号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は４名となります。

２．本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

（2）本制度の対象者

取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）

（3）信託期間

2021年5月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2021年12月末日で終了する事業年度から現中期経営計画（現中期経営ビジョンの数値計画）の終了年度となる2022年12月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2021年5月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、合計で1事業年度当たり150,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、300,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2021年2月18日の終値1,448円を適用した場合、上記の必要資金は、434,400,000円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭

（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（5）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、300,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）取締役等に給付される当社株式等の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、貢献度、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与されたポイントは、中期経営計画の達成度に応じて変動し、確定します。また、取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は120,000ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイントは30,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントのうち、中期経営計画の達成度に応じて変動し確定したポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

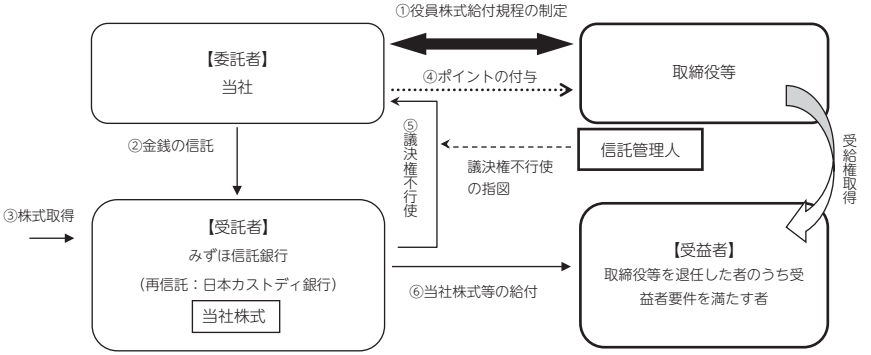
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



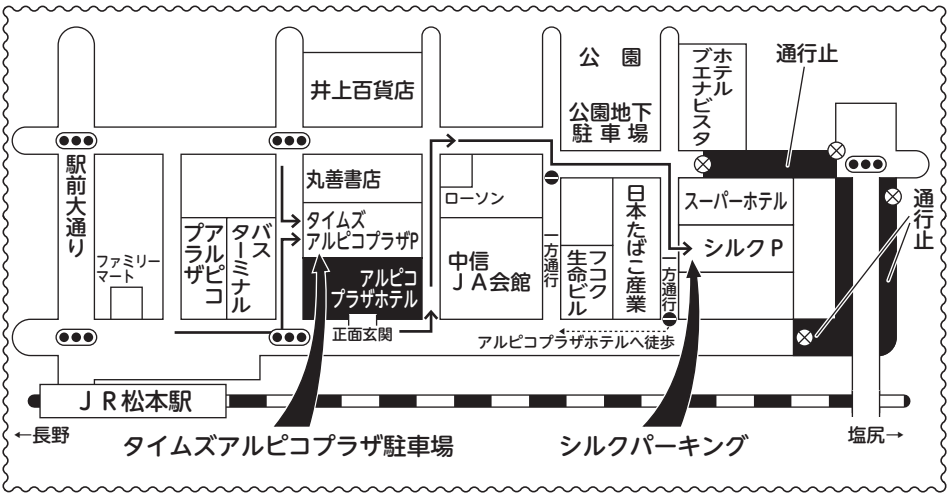
① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図

会　　場

長野県松本市深志1-3-21
アルピコプラザホテル　3階「ミヤビエ」
Tel.0263-36-5055



◆駐車場のご案内
お車でお越しの際には、以下のホテル提携駐車場を、ご利用いただけます。
□タイムズアルピコプラザ駐車場：
　全長５m・車高2.1m・車幅1.9m・重量2.5ｔ以内
□シルクパーキング：全長５m・車高2.1m・車幅1.7m以内

※ホテル提携駐車場をご利用の折には、お帰りの際に「駐車券」と株主総会受付にてお渡しする「ご利用券」を、ホテルフロントへご提示ください。

〔交通〕ＪＲ松本駅東口より　徒歩３分
　　長野自動車道松本Ｉ.Ｃ.より　車約15分